

令和4年 8月改訂
令和8年 2月改訂

三田市福祉避難所運営 マニュアル

三田市

も く じ

第1章 福祉避難所の概要

- 1 このマニュアルの位置づけ・・・・・・・・・・・・・2
- 2 福祉避難所とは・・・・・・・・・・・・・2
- 3 三田市内の福祉避難所・・・・・・・・・・・・・2
- 4 指定福祉避難所（5か所）・・・・・・・・・・・・・3
- 5 市協定福祉避難所（23か所）・・・・・・・・・・・・・4
- 6 避難行動要支援者とは・・・・・・・・・・・・・5
- 7 個別避難計画の作成と調整・・・・・・・・・・・・・5

第2章 普段からの備え

- 1 福祉避難所対象者の把握・・・・・・・・・・・・・6
- 2 福祉避難所の市民への周知・・・・・・・・・・・・・6
- 3 避難訓練等の実施・・・・・・・・・・・・・6
- 4 社会福祉施設、医療機関等との連携・・・・・・・・・・・・・6

第3章 災害発生時の対応

- 1 災害発生時の情報発信と福祉避難所の開設・・・・・・・・・・・・・7
- 2 災害発生から避難所閉鎖までの動き・・・・・・・・・・・・・8
- 3 福祉避難所の開設、運営・・・・・・・・・・・・・9
- 4 福祉避難所における要配慮者の支援・・・・・・・・・・・・・11
- 5 市災害対策本部への報告・・・・・・・・・・・・・11
- 6 福祉避難所の統廃合と閉鎖・・・・・・・・・・・・・12

- 様式集・・・・・・・・・・・・・13
- 資料・・・・・・・・・・・・・20

第 1 章 福祉避難所の概要

1 このマニュアルの位置づけ

三田市では、災害対策基本法（以下「法」という。以下同じ。）の改正に伴い指定福祉避難所（5 か所）の受入対象者などの整備を行い、市民の皆様に広く周知を行っています。「三田市福祉避難所運営マニュアル（以下「マニュアル」という。）」は、福祉避難所での避難者の受入体制の整備や運営体制等を明らかにするものです。

三田市地域防災計画の「避難所の開設及び運営」に、避難所の開設が必要な場合、「三田市避難所運営マニュアル」に基づくことが位置づけられ、この内容に沿って避難所の開設運営が行われます。このうち、福祉避難所に特有の内容については、本マニュアルに沿って受入体制や運営体制等を整備していきます。

2 福祉避難所とは

福祉避難所とは、災害対策基本法施行令（以下「施行令」という。）第 20 条の 6 第 5 号に規定されていますが、要配慮者（主として高齢者、障害のある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者）のための避難所のことであり、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制が整備された施設です。

3 三田市内の福祉避難所

三田市では、法第 49 条の 7 に基づき、三田市地域防災計画において、福祉避難所として 5 か所（1 か所の総合福祉保健センターと 4 か所の特別支援学校）を指定しています。また、三田市と協定を締結し、災害時に要配慮者の受け入れが可能な福祉施設等が 23 か所あります。

4 指定福祉避難所（5 か所）

総合福祉保健センターは、すべての要配慮者を受け入れる福祉避難所となります。また、状況により、市指定避難所からの要請を受けて福祉避難所への受け入れる場合もあります。なお、要配慮者の中には、一見しただけではわからない人（例：内部疾患など）がいるため確認が必要です。

指定福祉避難所の4か所の特別支援学校では、三田市在住の在校生、卒業生で市が特定し、事前調整（平常時に個別避難計画（要支援者一人ひとりに対して、個別に避難場所や避難経路、避難支援者等を検討し、決定した計画）を作成し、その際、避難場所として各特別支援学校を指定）を行った者及びその家族等が受入対象者となります。

※家族等も受入対象とする。

名 称	所 在 地	受入対象者
三田市総合福祉保健センター	三田市川除675番地	要配慮者
三田市立ひまわり特別支援学校 中学部・高等部	三田市富士が丘3丁目25番地	在校生、卒業生で 市が特定し、事前 調整を行った者
三田市立ひまわり特別支援学校 小学部	三田市富士が丘1丁目12番地	
兵庫県立上野ヶ原特別支援学校	三田市大原梅の木1546番地6	
兵庫県立高等特別支援学校	三田市大原梅の木1546番地6	

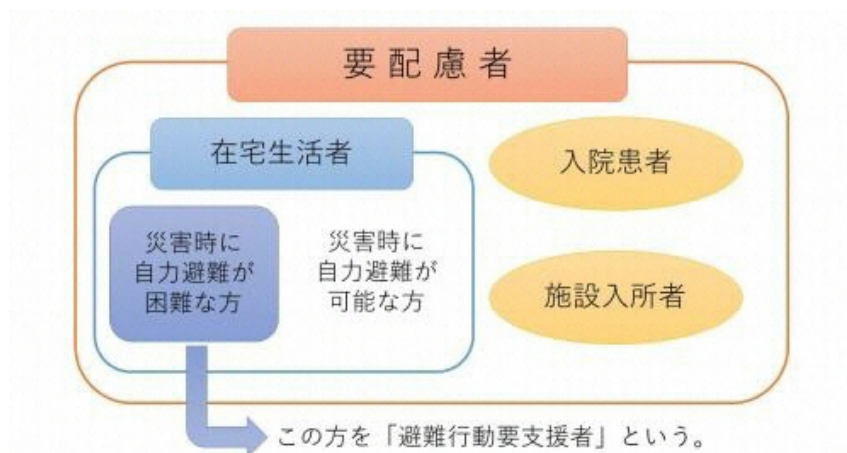
5 市協定福祉避難所（23か所）

福祉施設等では、避難行動要支援者（要配慮者のうち、災害時に一人では避難することが困難で、避難のために特に支援が必要な人として、市が条例で定めた人。以下「要支援者」という。）で事前調整（平常時に個別避難計画を作成し、その際、避難場所として各福祉施設等を指定）を行った者及びその家族等が受入対象者となります。

名 称	所 在 地	電 話 番 号	備 考
三 田 療 護 園	東本庄 1188 番地	568-2588	障 害 者 支 援 施 設
三 田 楽 寿 荘	東本庄 1188 番地	568-2652	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム
三 田 こ ぶ し の 園	東本庄 1188 番地	568-2647	障 害 者 支 援 施 設
医 療 福 祉 セ ン タ ー さくら	東本庄 1188 番地	568-4103	重 症 心 身 障 害 児 施 設
愛	東本庄 1188 番地	568-5327	介 護 老 人 保 健 施 設
沢 谷 荘	沢谷 1298 番地	567-2030	障 害 者 支 援 施 設
東 山 荘	四ツ辻 719 番地 1	568-1900	障 害 者 支 援 施 設
三 田 高 原 病 院	下内神 525 番地 1	567-5555	医 療 施 設
三 田 温 泉 病 院	東山 897 番地 2	568-5555	医 療 施 設
三 田 温 泉 シ ル バ ー ス テ イ	東山 897 番地 1	568-5260	介 護 老 人 保 健 施 設
ア ル カ デ ィ ア	東本庄 2493 番地	568-5879	介 護 老 人 保 健 施 設
あ い の 病 院	東本庄 2493 番地	568-1351	医 療 施 設
さ ん す い 園	下相野 1460 番地 1	568-1314	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム
サ ン ウ エ ス ト	小野 1139 番地 1	560-3070	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム
ゼ フィ ール 三 田	富士が丘 5 丁目 17 番地 3	559-1800	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム
小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護 三 田	南が丘 1 丁目 51 番 5 号	562-0222	小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護 事 業 所
小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護 け や き の 郷	けやき台 3 丁目 75-3	558-7736	小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護 事 業 所
オ ー キ ッ ド	駅前町 3 番 15 号 101	556-7557	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム
あ お そ ら	大畑字清水 357-1	560-0552	小 規 模 生 活 単 位 型 指 定 短 期 入 所 生 活 介 護 事 業 所
ひ だ ま り の 家	三輪 2 丁目 1 番 10 号	553-6301	グ ル ー プ ホ ー ム
グ ル ー プ ホ ー ム 三 輪	三輪 2 丁目 13 番 16 号	553-8820	グ ル ー プ ホ ー ム
ユ ピ テ ル 三 田	三田市中町 7-34	565-2220	グ ル ー プ ホ ー ム
サ ン サ リ テ 三 田	三田市中町 16-3	556-5822	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム

6 避難行動要支援者とは

避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害時に一人では避難することが困難で、避難のために特に支援が必要な人をいいます。要配慮者の中でも、長期入院中や施設入所中など、日頃、自宅にいない人は、避難行動要支援者の対象外となります。



避難行動要支援者とは	
要配慮者のうち、災害時に一人では避難することが困難で、避難のために特に支援が必要な人	
要介護（要支援）認定者	要介護 2～5
	要支援 1～2 または 要介護 1 で、認知症高齢者の日常生活自立度ランクⅡ～M判定
	要支援 1～2 または 要介護 1 で、障害高齢者の日常生活自立度ランクB～C判定
身体障害者手帳所持者	視覚障害 1～4級
	聴覚障害 2・3級
	平衡機能障害 全ての等級
	肢体不自由 上肢 1・2級
	肢体不自由 下肢 全ての等級
	肢体不自由 体幹 全ての等級
	肢体不自由 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害
療育手帳所持者	ア)上肢機能 1・2級 イ)移動機能 全ての等級
	A判定、B1判定
精神障害者保健福祉手帳所持者	1・2級で単身世帯の人
災害時の避難に不安のある方	上記の他、自ら又は家族・親族及び支援関係者から避難行動要支援者であるとの申し出があった方（ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、特定疾患、意思疎通が困難、妊婦、乳幼児を抱える方）

7 個別避難計画の作成と調整

個別避難計画は、法改正に伴い、要支援者一人ひとりに対して作成することとし、作成には優先順位を設定するとしています。三田市では、災害上の危険箇所（土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域）に居住する要支援者を優先的に作成対象としています。

第2章 普段からの備え

1 福祉避難所対象者の把握

市では、福祉避難所の受入側の混乱を防ぐことを目的に、個別避難計画や避難行動要支援者名簿等に記載された障害のある人や高齢者、乳幼児を連れた家族などを基に、福祉避難所に避難する対象者の概数の把握に努めます。その際、過去の避難人数、災害上の危険箇所に居住する方などを参考に概数の把握に努めます。

2 福祉避難所の市民への周知

市では、災害発生時に要配慮者の支援を円滑に行うため、福祉避難所に関する情報（設置の目的、設置場所、受入対象者等）を市広報や市ホームページ、ハザードマップさんだなどの広報物に掲載するなどして、広く市民に周知していきます。

3 避難訓練等の実施

市担当者は、要配慮者やその家族などへの支援方法や対応等を理解し、災害発生時に要配慮者への支援をより多くの人が協力できるように努めます。また、市福祉避難所運営班や福祉避難所職員が災害時の対応を日頃から確認できるよう、地域団体等や地域住民、福祉避難所職員など幅広い関係者を対象に、訓練や研修会等を実施します。

4 社会福祉施設、医療機関等との連携

災害時には、福祉避難所の利用者の状況変化等に伴い、専門的なケアや医療が必要となり、専門的な施設等への緊急入所や医療機関への移送が必要となることが想定されます。このため、市担当者は、平常時から、福祉避難所と社会福祉施設や医療機関等への連絡調整の窓口、要請手順について、確認します。また、日頃から警察署や消防署等の災害時の関係機関となる連絡先についても確認します。

第3章 災害発生時の対応

1 災害発生時の情報発信と福祉避難所の開設

市では、災害が発生のおそれが高まった場合には、必要に応じて、高齢者等避難等の避難情報を発令します。

その際、市は、広く市民に対して速やかに避難情報や安全確保の周知徹底するため、市ホームページ、さんだ防災・防犯メール、防災行政無線、テレビ、ラジオなどのあらゆる手段を通じて、避難情報を発令します。

◎避難所参集基準

【地震発生の場合】

- ・震度5弱以上の地震が発生したとき、避難者を受け入れるために避難所を開設する。

【風水害の場合】

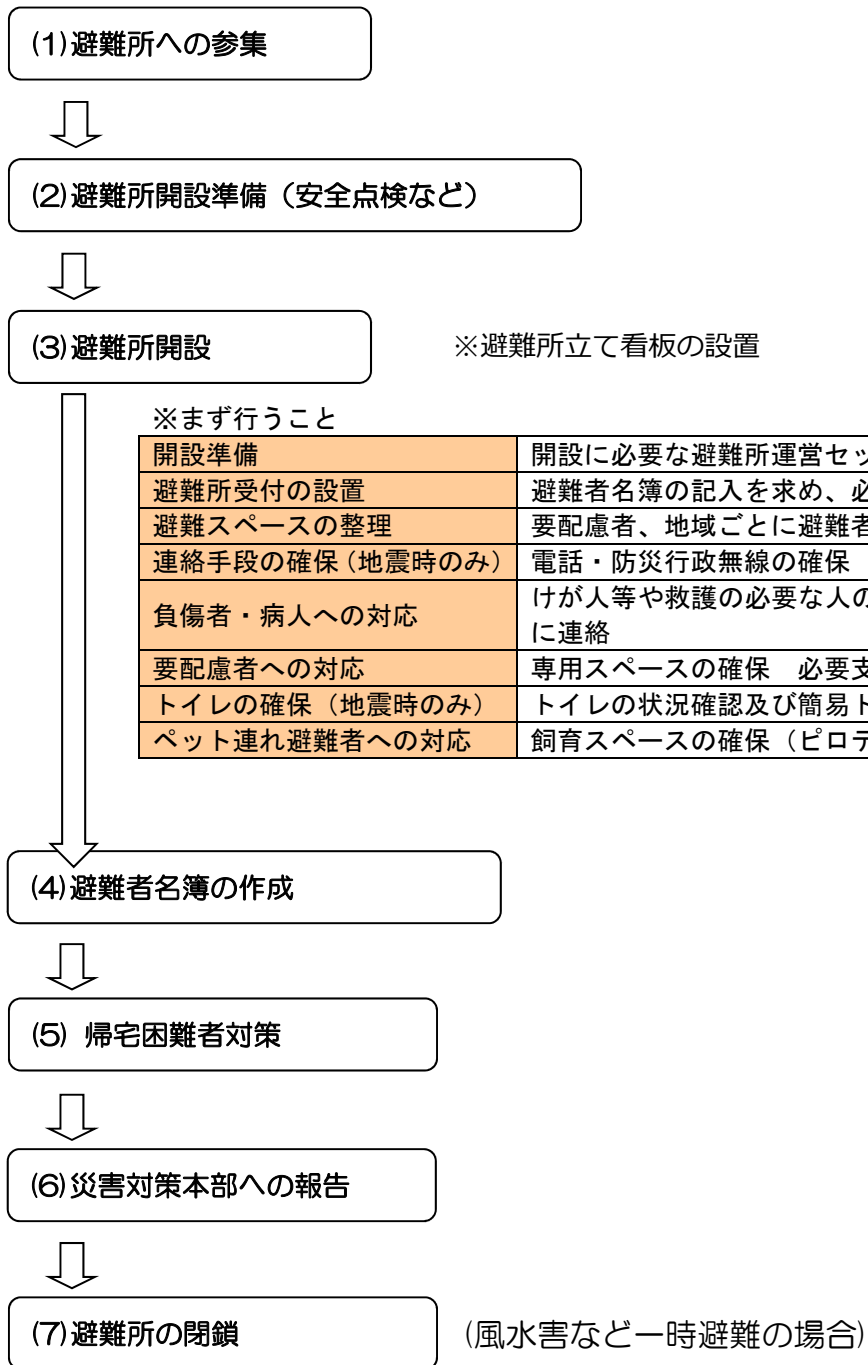
- ・「水防警戒配備Ⅰ」の決定があった時、「高齢者等避難」が発令された場合に備えて、避難者の受け入れ準備を行う。

警戒レベル3「高齢者等避難」が発令された場合が、指定避難所及び福祉避難所の開設段階です。

発令された避難情報を確認し、速やかに福祉避難所の開設を行います。

福祉避難所運営班は、危機管理課へ一度集合し、必要な物資を受け取ってから各避難所へ向います。その後福祉避難所の施設管理者等の協力を得ながら、福祉避難所の開設にあたります。

なお、福祉避難所の開設期間は、災害救助法の規定に基づき、原則として、災害の発生の日から7日以内としています。



①福祉避難所での要配慮者の受入

福祉避難所では、市は施設管理者と連携し、福祉避難所を開設し受入体制が整い次第、要配慮者を受け入れます。

②要配慮者の受付、避難者名簿の作成・管理

福祉避難所の受付は、要配慮者とその家族などの心身状況等を把握するため、本人又はその家族などに対して、福祉避難所利用者状況確認票の記載を依頼します。

市担当者は施設管理者と協力し、福祉避難所に避難している避難者の名簿等を作成し、随時更新していきます。内容を記載した名簿と併せて、新型コロナウイルス等の感染防止の観点から、要支援者とその家族などの検温、手指消毒、マスクの着用を行い、その他気になることがあれば、福祉避難所の職員等と情報を共有します。

③レイアウト作成

福祉避難所における避難スペースなどの使用場所は、市担当者が施設管理者と協力し、避難者の状態や施設の被害状況等を考慮し、共同生活が円滑に進められるよう、レイアウトを設定していきます。必要に応じて、介助・衛生用品やパーティション等の間仕切板等を準備するようにします。

なお、要支援者とその家族などは避難場所に避難しますが、心身状況に変化があった場合等は、専門的な施設への緊急一時入所等の対応が必要となることも考えられるため、市担当者は平常時から医療機関等との連携を図ります。

また、利用者一人当たりの面積は、利用者の状況や部屋の形状、広さにもよりますが、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点を含め、十分なスペースを確保するものとします。

④人材（支援者）の確保

市は、福祉避難所の運営に従事する介助スタッフや生活相談員等について、福祉関係者等の協力を得ながら、市内事業者に要請して、人材の確保に努めます。それでも不足する場合は、市災害対策本部に対して近隣市町や県、関係機関等に要請するよう求めます。

また、市災害対策本部は、福祉避難所の施設運営状況に応じて、ボランティアによる援助が必要と判断した場合、人員や活動内容について、市災害ボランティアセンターに要請します。さらに、要配慮者の家族など、避難者の中で手伝える人が入れば、協力を依頼します。

⑤食料・物資の配給と管理

市担当者は、施設管理者と連携し、食料、物資が十分に行き届かない可能性を考慮し、在庫の状況を常に把握して、計画的に配給を行います。中でも、介護用品、衛生用品等の特別な要望に対しては、個別に対応できるように努めます。

不足する食料や物資がある場合は、内容及び数量を取りまとめて、市災害対策本部へ配給を要請します。食料や物資が届いたら、指定された保管場所へ保管します。

⑥トイレの設置

市担当者は、施設管理者と連携し、施設内のトイレが使用可能かどうかを早急に調査し、排水管の破損等により使用できないトイレは使用を禁止し、市災害対策本部に対し

て、仮設トイレの設置を要請します。また、避難者数に比べて使用可能なトイレ数が少ない場合についても、仮設トイレの設置を市災害対策本部に要請します。

市担当者は、施設管理者と連携し、衛生管理（清掃、手洗い消毒液の交換など）を毎日行い、仮設トイレのくみ取りは、状況を見て早めの実施します。

⑦清掃、ごみ集積

市担当者は、施設管理者と協力し、避難所全体で1日1回の清掃を心がけます。この場合、避難者も可能な範囲で清掃に協力します。

また、ごみの集積場所（収集が容易で、屋外の直射日光が当たらない場所）を指定し、張り紙などにより避難者等への周知徹底を図ります。

なお、ごみは各自で可燃・不燃ごみなどに分別し、所定の場所へ整理して置くよう指示します。

⑧防疫対策（新型コロナウイルス感染症対策）

市担当者は、施設管理者と協力し、マスクの着用、手洗い、手指消毒、換気などを徹底します。また、消毒液などの用品は定期的に交換し、体調を崩している人（風邪や下痢など）の有無を把握します。感染症が発生した場合、感染者との接触を制限するなど、感染の拡大防止に努めます。

また、食器の衛生管理を徹底します。食器は衛生管理の観点から、できるだけ使い捨てを使用し、使い捨ての食器が十分確保できない場合は、各自の用いる食器を特定し、十分に洗浄します。

さらに、飲料水の安定的な供給が可能な場合は、洗濯場や洗濯物干し場を確保し、洗濯や入浴などを実施します。

⑨問い合わせへの対応

市担当者は、施設管理者と協力し、作成した避難者名簿に基づいて、安否確認等への問い合わせに対応します。ただし、要配慮者のプライバシーと安全を守るため、受付や、対応者を特定し、電話を直接要配慮者には取り次がず、掲示等により伝言し、要配慮者の方からの折り返しを原則とします。（福祉避難所内の電話は受信専用とします）

⑩要支援者への支援、相談など

市担当者は、施設管理者と連携し、取材等へ対応しますが、原則として、居住空間に立ち入る際は、避難者全員の了解を得た上で行い、避難者に対する取材、写真撮影等は、係の者を介して避難者が同意した場合のみ行います。

①要配慮者の支援

市担当者は、施設管理者と協力し、避難している要配慮者の健康状態や必要な支援などを把握します。また、様々なニーズに十分配慮し、プライバシーの保護に努めます。

②福祉サービスの提供

要配慮者が災害発生前に受けていた福祉サービスや医療を、災害後も継続的に受けることができるよう対応を図ることが重要であるため、市担当者は、施設管理者と協力し、福祉サービス事業者等と連携を図り、避難している要配慮者に対して必要な福祉サービスを提供します。

なお、福祉避難所におけるホームヘルパーの派遣等の在宅福祉サービスの提供は、福祉各法に基づき実施を想定します。

③相談窓口の設置

市担当者は、施設管理者と協力し、避難している要配慮者とその家族などに対応する相談窓口を設置し、生活相談員等による総合的な福祉、健康相談、生活相談等を行います。

④緊急入所等の実施

市担当者は、施設管理者と協力し、福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者については、緊急入所、緊急ショートステイ等により適切に対応します。

また、要配慮者の症状の急変等により医療処置や治療が必要になった場合は、医療機関に移送します。

①福祉避難所被害状況の報告

福祉避難所で把握している人的被害、建物被害などがあれば、把握した情報をとりまとめ、報告します。なお、この報告は、概ね2時間毎に行うものとします。

②福祉避難所避難者名簿の報告

避難者名簿に通し番号を付して取りまとめ、福祉避難所避難者名簿を作成し、市災害対策本部からの要請があれば報告します。

③福祉避難所運営報告書の報告

福祉避難所避難者名簿により避難者数を把握、概ね1時間ごとに福祉避難所運営日誌を作成し、報告します。(変更がない場合も報告しますが、夜11時から翌朝9時までの間は、人数等変動時のみ報告します。)

統廃合と閉鎖

福祉避難所の設置期間は、対象者の特性からできる限り短くすることが望ましいことから、福祉仮設住宅等への入居を図るほか、関係部局と連携を図り、高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）への入居又は社会福祉施設等への入所等を積極的に活用し、早期退所が図られるように努めます。

市災害対策本部は、福祉避難所の利用が長期化し、福祉避難所によって避難者数にばらつきが出るなどした場合は、福祉避難所の統廃合を図ります。また、避難している要配慮者及びその家族などに十分に説明し、福祉避難所の統廃合についての理解と協力を求めます。

市は、避難している要配慮者が撤収し、福祉避難所としての目的を達成したときは、必要な原状回復を行い、福祉避難所を閉鎖します。

様式集

福祉避難所運営職員派遣状況集約表

福祉避難所名【

】

報告日時	氏 名	所 属	出勤時刻	車 番	特記事項 主な被害状況
月 日 時 分			：		
月 日 時 分			：		
月 日 時 分			：		
月 日 時 分			：		
月 日 時 分			：		
月 日 時 分			：		
月 日 時 分			：		

福祉避難所利用者状況確認票

福祉避難所名【 】記入日【 年 月 日】記入者【 】

フリガナ		生年月日	S. H. R	年	月	日	歳	
本人氏名								
本人住所		連絡先	()					
緊急連絡先	氏名 住所	続柄	連絡先	()				
同居家族	なし ・ あり【 】							

【その家族などの状況】

フリガナ		本人との続柄	
氏名			
住所		連絡先	()

【要支援者の状況】

障害程度	身体障害手帳 療育手帳	級	障害種別【 精神障害者保健福祉手帳	級
要介護度	要支援【 】 ・ 要介護【 】			
福祉関係の相談先(ケア等)	なし あり⇒事業所名【 】 担当者名【 】			
日頃利用中のサービス等	なし あり⇒施設名【 】 内容【 】			
医療的ケアの状況	なし あり⇒内容【 】 通院先【 】 主治医名【 】			

【要支援者の日常生活動作の状況】

食事	自立・一部介助【 】・全介助	内服薬	なし・あり【薬名： 手持ちの薬：なし・あり 自立・一部介助【 】・全介助
入浴	自立・一部介助【 】・全介助		
排せつ	自立・一部介助【 】・全介助		
歩行	自立・何かにつかまればできる・一部介助【 】・全介助 補助用具の使用(なし・あり(杖・歩行器・車椅子・その他【 】))		
意思疎通	問題なし・弱視・全盲・難聴・全ろう・意思疎通が困難・その他【 】		
特記事項			

【確認事項】

情報公開	安否確認など、外部からの問い合わせに対して、住所、氏名、性別を公開してもいいですか？	よい ・ よくない
聞き取り相手	その家族など・本人・家族・その他【氏名 続柄 】	

※以下は福祉避難所職員が記入

退所年月日／在宅被災者の支援終了日	転出先と連絡先

福 祉 避 難 所 避 難 者 名 簿

福祉避難所名【 】

記入日時【 年 月 日 時 分】記入者【 】連絡先【 】

	要支援者氏名	年齢	家族など氏名	要支援者との続柄	要支援者の心身状況等	入所日	退所日
1						月 日 時ごろ	月 日 時ごろ
2						月 日 時ごろ	月 日 時ごろ
3						月 日 時ごろ	月 日 時ごろ
4						月 日 時ごろ	月 日 時ごろ
5						月 日 時ごろ	月 日 時ごろ
6						月 日 時ごろ	月 日 時ごろ
7						月 日 時ごろ	月 日 時ごろ
8						月 日 時ごろ	月 日 時ごろ
9						月 日 時ごろ	月 日 時ごろ
10						月 日 時ごろ	月 日 時ごろ
11						月 日 時ごろ	月 日 時ごろ
12						月 日 時ごろ	月 日 時ごろ
13						月 日 時ごろ	月 日 時ごろ

福 祉 避 難 所 運 営 日 誌

本部事務局宛
FAX 564-4191
電話 559-5027

福祉避難所名【 】
記入日時【 年 月 日 時 分】記入者【 】 連
絡先【 】

[illegible]

避難行動要支援者 個別避難計画

受付番号:

令和 年 月 日

三田市長 宛

私は、災害時に個別に避難支援を受けたいので、下記個人情報を、市、区・自治会(班長・隣保長などの小ブロックの役員含む)、自主防災組織、民生委員・児童委員に提供することに同意します。なお、提供に際して下記の家族や避難支援者に協力を求めることとあわせて、これらの方の個人情報を同時に提供することについても、それぞれ同意を得ています。

なお、避難支援者自身やその家族などの安全が前提のため、同意によって災害時の避難行動の支援が必ず成されることを保証するものではなく、また避難支援者は法的な責任や義務を負うものではないことを理解しています。

(本人)氏名

(※ご本人以外の方がお申し出をされる場合は、この欄もご記入ください。)

代理人氏名

(本人との関係

)

ふりがな 氏名	登録番号		生年月日	大・昭・平・令 年 月 日(歳)	男・女
住所	〒669- 三田市				
電話番号	自宅(079) -	FAX	() -		
	携帯() -	E-mail			
区・自治会	☐ 加入() ☐ 未加入		民生委員		
同居者の有無	☐ いる(()と同居、うち平日昼間は()人で過ごす) ☐ いない				
緊急 連絡先①	ふりがな 氏名	続柄 ()	住所	電話番号 () -	
緊急 連絡先②	ふりがな 氏名	続柄 ()	住所	電話番号 () -	
該当区分 あてはまる項目に ☒	☐ 要介護認定 介護度 支援1・2 介護1・2・3・4・5 ☐ ひとり暮らし高齢者 ☐ 高齢者のみの世帯 ☐ 身体障害者手帳所持 ☐ 療育手帳所持 ☐ 精神障害者保健福祉手帳所持 ☐ その他()				
身体 の 状 況 あてはまる項目に ☒	☐ 自力歩行はできるが同行者が必要 ⇒移動は(口杖 口歩行器 口())を使用 ☐ 自力歩行は難しいので介助が必要 ⇒移動は(口車いす 口ストレッチャー)を使用 ☐ 避難所に持っていく荷物が多くて持てない ☐ 避難情報を正しく理解できない ☐ 危険なことを判断できない ☐ 目が見えない、見えにくい ☐ 耳が聞こえない、聞こえにくい ☐ 避難場所にいることに不安がある ☐ 認知症状がある ☐ その他()				
利用中の 福祉医療 サービス	日ごろお世話になっている医師、ケアマネジャー、相談員、地域包括支援センターなどがあれば記入				
	福祉事業	サービス		担当者	
		事業所名		電話	
	医療機関	名称		担当医	
		住所		電話	
常用薬					
	介護・医療等の使用機器				

自宅の 築年数	約	年	洪水浸水 想定区域	☐ あり ☐ なし	土砂災害 警戒区域	☐ あり ☐ なし
普段いる 部屋	☐ 居間、リビング、ダイニング ☐ 自室(階) ☐ その他()			寝室の 位置	☐ 1階 ☐ 2階 ☐ (階) (どの辺り:)	
支援者の 有 無	☐ いる					
	☐ いない(☐ 自助(家族等の支援含む)で避難 ☐ 介護福祉サービスを利用)					
	☐ 自助(家族等の支援含む)で避難 ☐ 誰かにお願いしたい					
	☐ その他()					
避 難 支援者①	ふりがな		住所			
	氏名		電話番号	() -		
避 難 支援者②	ふりがな		住所			
	氏名		電話番号	() -		
情報入手に 係る支援	☐ 直接声かけが必要 ☐ 声かけ以外の方法が必要()					
避難所	☐ ☐ ☐ その他()					
避難方法	避難所までの距離 約()km 避難所までかかる時間 約()分					
	避難所までの移動方法					
	避難において配慮すること					
ペットの有無	☐ いる (☐ 同行避難する ☐ 自宅に残す ☐ その他()) ☐ いない					
避難経路						
避難先での 留意事項						

※地域の支援者には区・自治会が含まれます。未加入の方は、区・自治会への加入が望めます。

資 料

寝たきりの人への配慮

特徴	支援のポイント
○自分の身体の安全を守ることが難しい。 ○担架や車いすなどの移動用具と複数の支援者が必要になる。 ○自分の状況を相手に知らせることが難しい。 ○温度変化等への抵抗力が弱い。	●適切な情報を伝えて、不安をやわらげてあげましょう。 ●一人で助けられない場合は、無理をせず、周囲の人に声をかけ協力して避難誘導にあたりましょう。 ●トイレ・入浴設備など物的配慮をしましょう。 ●家族に対する支援もするようにしましょう。

認知症を有する人への配慮

特徴	支援のポイント
○自力で判断し、行動することが難しい。 ○相手に自分の状況を知らせることが難しい。	●身体に触れたりすることで、余計に混乱したり、大声をあげたり、予期しない行動をとってしまう場合がありますが、叱ったりせずゆっくり丁寧に話しかけましょう。 ●同時に二つ以上のことを伝えないようにしましょう。 ●適切な情報を伝えて、恐怖感を与えないよう、優しい言葉をかけ、不安をやわらげてあげましょう。 ●必ず誰かが付き添い、一人にはしないようにしましょう。

視覚障害のある人への配慮

特徴	支援のポイント
○視覚による被害状況等の情報収集が難しい。 ○災害時には、いつもどおりの行動ができなくなり、自分ひとりでは動くこと、避難することができない。 ○避難所等慣れない場所で行動することが難しい。	●適切な情報を伝えて（音声による情報伝達）、不安をやわらげてあげましょう。 ●避難誘導をする際は、支援者の肩やひじを持ってもらい、ゆっくり、自分が先に立って誘導しましょう。段差や行き先、障害物の有無について、声をかけながら安全に誘導しましょう。

聴覚障害のある人への配慮

特徴	支援のポイント
○外見からは障害のあることが分からない。 ○言葉で相手に自分の状況を知らせることが難しい。 ○音声（テレビ・ラジオ・電話など）による被害状況などの情報収集が難しい。 ○必ずしも手話ができるわけではない。	●災害時には、いち早く適切な情報を伝えて、不安をやわらげてあげましょう。また筆談をするために、メモやペンなど筆記用具を用意しておきましょう。 ●避難所では情報から取り残されないよう、掲示板などを利用し、情報を伝えましょう。

音声・言語機能に障害のある人への配慮

特徴	支援のポイント
○言葉で相手に自分の状況を知らせることが難しい。 ○外見からは障害のあることが分からない。	●災害時には、いち早く適切な情報を伝えて、不安をやわらげてあげましょう。また筆談をするために、メモやペンなど筆記用具を用意しておきましょう。

肢体不自由のある方・平衡機能障害のある人への配慮

特徴	支援のポイント
○自力で災害に対応する行動が制限され、自分の身体の身を守ることが難しい。 ○自立歩行が困難な方や寝たきりの方など、状況によっては、担架や車いすなどの移動用具と複数の支援者が必要になる。 ○まひ等で言葉が不自由な人は、言葉で相手に自分の状況を知らせることが難しい。	●災害時には、いち早く適切な情報を伝えて、不安をやわらげてあげましょう。また言葉が不自由な方には、筆談をするために、メモやペンなど筆記用具を用意しておきましょう。 ●一人で助けられない場合は、無理をせず、周囲の人に声をかけ協力して、避難誘導にあたりましょう。 ●トイレ等の設備の確認をしておきましょう。

内臓部（心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸機能）に障害のある人への配慮

特徴	支援のポイント
○障害の程度や種類によって、必要な支援が大きく異なる。 ○外見だけでは、障害があるかどうか分かりにくく、自力歩行や素早い避難行動が困難な場合がある。 ○適切な医療機材（人工呼吸器など）、医薬品がなければ、命に関わる場合がある。 ○災害の状況によって、状態が悪化することがある。	●災害時には、いち早く適切な情報を伝えて、不安をやわらげてあげましょう。 ●一人で助けられない場合は、無理をせず、周囲の人に声をかけ協力して、避難誘導にあたりましょう。 ●人工透析など医療的援助が必要か確認しましょう。

知的発達に障害のある人への配慮

特徴	支援のポイント
○災害の発生による環境等の変化によって、精神的動揺が激しくなる場合がある。 ○一人では危険の察知や状況判断が困難で、逃げ遅れる場合がある。 ○急激な環境の変化に順応しにくい。	●身体に触れたりすることで、余計に混乱したり、大声をあげたり、予期しない行動をとってしまう場合がありますが、叱ったりせずゆっくり丁寧に話しかけましょう。 ●災害時には、いち早く適切な情報を伝えて、恐怖感を与えないよう、優しい言葉をかけ、不安をやわらげてあげましょう。 ●言葉が伝わりにくい場合には、ジェスチャーや簡単な絵で理解してもらえよう工夫しましょう。 ●必ず誰かが付き添い、一人にはしないようにしましょう。

発達障害・精神障害のある人への配慮

特徴	支援のポイント
○多くは自分で危険を判断し、行動することができます。 ○普段から服用している薬を携帯する必要がある。 ○災害発生による環境の変化の影響を受けやすく、精神的な動揺が見られることが多い。	●行動上の特徴や服用している薬の名前や量を事前に確認しておきましょう。 ●災害時には、いち早く適切な情報を伝えて、恐怖感を与えないよう、優しい言葉をかけ、不安をやわらげてあげましょう。 ●避難誘導をする際は、具体的な見通しを伝えながら、安全に誘導しましょう。 ●文字や絵など、目で見て分かる情報で伝え、理解してもらえよう工夫しましょう。